

住宅の耐震改修費用を補助します

2025年度 旭川市住宅耐震改修補助事業のご案内

平成23年3月11日の東日本大震災を始め、令和6年1月1日の能登半島地震によって甚大な被害が発生し、地域の復旧を進めることはもちろんですが、日本全国における大規模地震に対する十分な備えが急務となっています。

特に、昭和56年以前に建てられた建築物は古い基準で建てられているため、地震に対して弱いことが多いと言われています。

そのため旭川市では、地震の被害から市民の生命・財産を守るため、住宅を対象とした耐震改修補助事業を実施します。

【対象住宅】

- 次を示す条件を全て満たす住宅を対象とします。
 - (1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した旭川市内にある住宅で、一戸建て専用住宅、長屋又は共同住宅、兼用若しくは併用住宅（住宅の部分の延べ床面積の合計が建築物全体の延べ床面積の合計の1/2以上）であること。
 - (2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅であること。
 - (3) 申請者が所有している住宅であること。（住宅が区分所有である場合は管理組合又は区分所有者が申請者となります。）
 - (4) 所有者が居住している住宅であること又はこれに準ずるものとして市長が認めるもの。（所有者が居住していない住戸のある分譲マンション等についても申請できますが、補助対象となるのは所有者が居住している住戸のみです。）
 - (5) 施行者及び所有者（住宅の所有者が複数である場合は、補助を受けようとする全ての所有者）に市税の滞納がないこと。
 - (6) この制度による補助金の交付を受けたことがない住宅であること。

【対象改修工事】

- 次を示す2つの条件を共に満たす耐震改修工事を対象とします。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている建設業を営む次のいずれかに該当する者が行う工事であること。
 - ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く者
 - イ 耐震改修工事を行おうとする住宅の建築を行った者
 - (2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅を現行の耐震関係規定又はこれに準ずるものとして市長が定める基準に合致させる工事であること。

【専門機関による確認】

- 共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く）である場合は、事前の耐震診断については専門機関において耐震診断結果が確認されているもので、耐震改修工事については専門機関において評価を受けた耐震改修計画に基づく工事である必要があります。

【補助金額】

- 耐震改修に要する費用の額の23%に相当する額（消費税相当額を除く。千円未満切捨て。）
- 一戸当たりの限度額は1,173,000円とします。（一戸建て専用住宅以外の住宅についてはさらに床面積による上限あり）
- 耐震改修に要する費用には付帯工事費用を含みます。（耐震改修に起因して発生する工事に限る）
- 申請時点の予算残額によっては、申請された補助金の額に満たない交付額となる場合があります。

【申請窓口】

- 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階 旭川市建築部建築指導課

【受付期間】

- 2025年4月21日（月）～2025年5月23日（金）
- 予算額を超えたときは、抽選により補助金の交付を決定します。
- 予算額に達しない場合は、2025年9月22日（月）まで受付期間を延長（以下「追加募集期間」という。）し、受付順に補助金の交付を決定します。
- 追加募集期間内でも予算額に達した場合は、受付を終了します。

【募集件数】

- 1件程度

【申請時に必要な書類】

- （1） 補助金交付申請書
- （2） 耐震改修工事費用の見積書
- （3） 現状の配置図、平面図及び付近見取図
- （4） 現状の耐震診断報告書
- （5） 共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く）である場合、専門機関の耐震診断判定書の写し
- （6） 耐震改修工事の工程が確認できる書類
- （7） 改修内容が記載された配置図、平面図等
- （8） 補強後の想定耐震診断報告書（耐震診断員が設計を行ったもの）
- （9） 共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く）である場合、専門機関の耐震改修評価書の写し

- (10) 管理組合が組織されている場合は、耐震改修実施について管理組合総会で承認されていることが確認できるもの（総会議事録等）及び管理組合規約の写し
- (11) 住宅の所有者が複数である場合（管理組合が組織されている場合は除く。）は、耐震改修実施について所有者全員が合意していることが確認できる書類
- (12) 施行者及び所有者（住宅の所有者が複数である場合は、補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（滞納のない証明）
- (13) 住宅の登記事項証明書等及び所有者の住所・氏名等を証明できる書類
- (14) その他市長が必要と認めるもの

【注意事項】

- ・申請から交付決定までは、1 か月半～2 か月半程度時間を要します。なお、交付決定するまでは、事業（耐震改修工事）の契約及び着手ができないため、ご注意ください。

【耐震診断制度】

- ・この補助事業を利用するには、事前に補助の対象とする住宅の耐震診断を行う必要があります。
耐震診断についても補助制度がありますのでご活用ください。詳しくは旭川市住宅耐震診断補助事業のご案内（パンフレット）又は旭川市住宅耐震診断補助制度のホームページをご覧ください。
- ・木造の一戸建て住宅で耐震性の目安をお知りになりたい場合は、簡易な無料耐震診断制度もご活用いただけます。詳しくは旭川市木造住宅無料耐震診断制度のご案内（パンフレット）又は旭川市木造住宅無料耐震診断制度のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ・ご相談は】

旭川市建築部建築指導課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

電話 0166-25-8597（直通）

E-mail kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

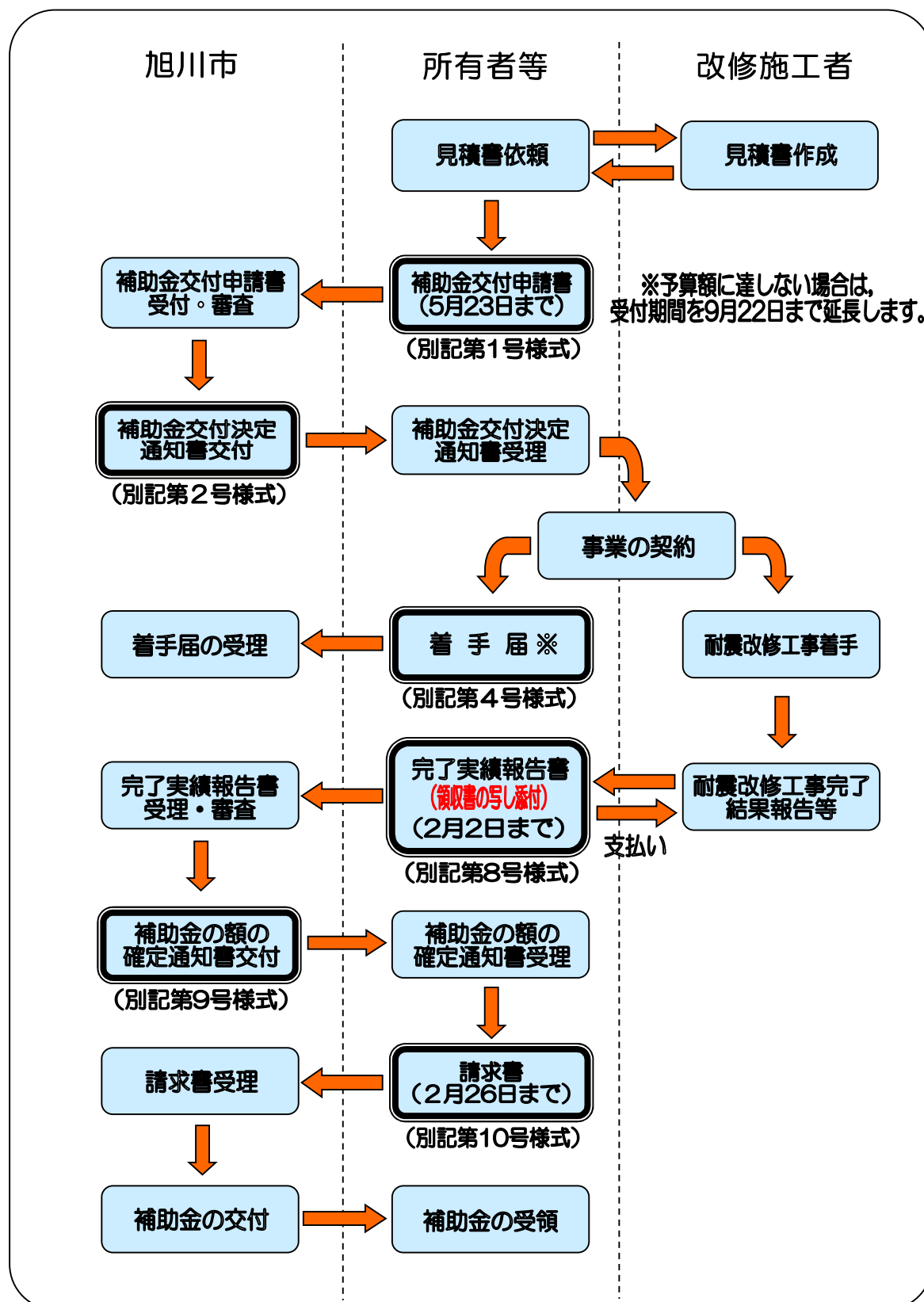


※詳細は旭川市ホームページをご確認ください

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/ju01/ju007/d053285.html>

（ホーム > MENU > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住宅・建築物の耐震 > 旭川市住宅耐震改修補助金）

旭川市住宅耐震改修補助事業 手続きフロー



※着手届は補助金交付決定の通知日から30日以内の提出が必要です。